

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	破砕業の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条において準用する第66条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)		
	使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条 使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条 ※別紙のとおり		
処分基準 設定年月日		処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境部 環境政策課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

【根拠法令・処分基準法令】

使用済自動車の再資源化等に関する法律

(許可の取消し等)

第六十六条 都道府県知事は、解体業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

二 不正の手段により第六十条第一項の許可（同条第二項の許可の更新を含む。）を受けたとき。

三 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第六十二条第一項第一号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

四 第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(準用)

第七十二条 第六十四条から第六十六条までの規定は、破砕業者について準用する。この場合において、第六十六条第二号中「第六十条第一項の許可（同条第二項の許可の更新を含む。）」とあるのは「第六十七条第一項の許可（同条第二項の許可の更新を含む。）」と、同条第三号中「第六十二条第一項第一号」とあるのは「第六十九条第一項第一号」と読み替えるものとする。